

## 第 4 章

### 提 言

## 第4章 提言

### 提言1：生涯学習社会の進展と今日におけるインターネットを活用した学習の意義・可能性について

#### 1 教育基本法における生涯学習社会と情報の重視

周知のように平成18年12月の教育基本法改正により、次のように「生涯学習の理念」が新たに盛り込まれた。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない

ここでいわれているのは、生涯学習社会の実現を目指すということが生涯学習の理念だということである。

その目指すべき生涯学習社会のもとでの社会教育は、

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

となっており、家庭教育についても、新たな条文で次のようにいわれている。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

これらの条文には、学習機会と共に情報の提供が入っており、これからの社会では情報が重要であることを如実に示している。(この情報は、単なる案内情報だけではなく、学習コンテンツ等も含む幅広い情報である。)

それに関連して、平成17年5月の「生涯学習に関する世論調査」における生涯学習機会の要望では、「自治体の講座・教室の充実希望」37.9%に次いで、「パソコン、インターネットを活用した学習機会の充実希望」が21.2%となっており、急速に要望が高まってきていることを示している(内閣府大臣官房政府広報室『生涯学習に関する世論調査』同室、平17・7、72-73頁)。これからは、インターネットを活用した学習が急速に広がっていくであろう。

#### 2 インターネットを活用した学習の意義と可能性

学習をリアルな学習とバーチャルな学習で捉えれば、インターネットを活用した学習はバーチャルな学習である。リアルな学習とバーチャルな学習は、さらに次のように分けることが出来るであろう。

(リアルな学習)

- 1) 地域レベルのコミュニティ活動(学習性のある活動)
- 2) 教室・講座などの伝統的な学習法での学習

(バーチャルな学習)

- 3) eラーニング
- 4) インターネットレベルのコミュニティ活動(学習性のある活動)

eラーニングはITを活用した学習で、衛星系、地上系(インターネット系、テレビ会議システム系)、CD-ROM活用などを含んでいる。最近では地域コミュニティとともに、ネット・コミュニティという言葉が使われるようになりつつあるが、ここでいうインターネットレベルのコミュニティはそれを指している。

インターネットを活用した学習は、これからのeラーニングで中心的な位置を占めることになるであろう。それが持つ意義と可能性は限りなく大きいであろうが、さし当たり、ここでは人々の生涯学習に

- ① 時間・空間的な「自由度の増大」
- ② 学習機会等の「選択幅の拡大」

をもたらしてくれるということをおきたい。

「自由度の増大」に関していえば、従来は仕事等による時間的制約があったり、講座が遠くで開かれているために参加できないといった空間的制約があったりしたが、インターネットを活用した学習ではオンデマンドなどを活用すれば、時空の制約を超えた学習が可能となり、時間・空間的な学習の自由度は飛躍的に増大する。

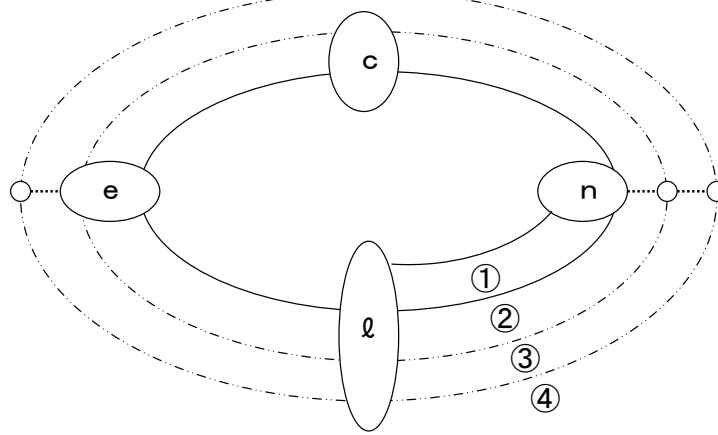
「選択幅の拡大」についても、これまでは学習者の利用できる学習資源にはおのずと制約があったが、インターネットを活用した学習で、遠隔教育、各種データベース等が充実すれば、豊富な学習機会・資源の中から必要な学習機会・資料等を選ぶことができることになり、選択幅は大幅に拡大される。

従来からの学習機会や学習資源にインターネットの活用が加わることによって、どれだけ質量両面にわたる学習の豊かさをもたらしてくれるかわからない。さらに、インターネットを活用した学習が一般化すれば、生涯学習支援システムをも、図4-1に示すようなネットワーク・システムへと変えてしまうに違いない。(山本恒夫「生涯学習及び生涯学習支援の構造転換」日本生涯教育学会年報第26号『変革期における生涯学習推進』、平17・5・11、31-38頁、を参照。)

インターネットを活用した学習は、個人の学習を変えるだけでなく、生涯学習社会の仕組みにも大きな変革をもたらすように思われる。

(山本 恒夫)

図4-1 (次ページ)



l: 学習者

n: ネットワーク化された学習機会・施設等

c: 生涯学習推進センター機構

e: 学習成果の評価・認証機構

—— : 組織間・個人間ネットワーク

- - - - : IT活用ネットワーク

..... : 関わることあり

①: 地域レベルのコミュニティ活動  
(学習性のある活動)

②: 講座など伝統的な学習法での学習

③: eラーニング

④: インターネットレベルのコミュニティ活動  
(学習性のある活動)

図4-1 生涯学習支援ネットワーク・システム

## 提言 2：生涯学習においてインターネットを活用する際の留意点

ここでは、これから生涯学習におけるインターネットの活用に取り組もうとしている自治体・施設などの関係者を想定しながら、導入・利用にあたっての留意点について述べていく。技術的な課題を解説していくのではなく、マネジメントしていく立場から見たときの論点（方向性）を整理することとする。なお、以下で言及する内容は、必ずしも第2章および第3章の調査・実験結果を踏まえたものではなく、当委員会における議論を通して、あるいは執筆者が事例などを見聞するなかで、執筆者の知識・関心の範囲ではあるが、特に重要であると考えられる事項について述べたものであることを、予めお断りしておく。

インターネットを活用する際の留意点として、ここでは3点にまとめてみたい。まず、第一は、インターネット活用の目的（意図）を明確にする、ということである。インターネットを導入・利用すること自体が目的化しないようにする、と言い換えてもよい。学習およびその支援（教育）に取り組む際、計画立案の段階において、学習（支援）活動の目的・目標を明確化することになるが、インターネットは、あくまでその目的・目標を効果的・効率的に達成するための「手段」として位置づけられるものである。「とりあえずインターネットを使っておけばよいだろう」というのではなく、インターネットの導入・利用が学習（支援）の目的・目標を効果的・効率的に達成することにつながるかどうかについて、適切・十分な検討が必要である。これは第二、第三に述べることも関わりますが、インターネットを導入・利用したことによって、「かえって学習がしづらくなった」などという結果にならないようにしたい。導入・利用にあたっては、「なぜインターネットを使うのか」を説明できるようにしておきたい。

このことは、学習（支援）活動の経過・結果を評価する段階において、「インターネットの導入・利用によって効果・効率が向上したか」という視点（指標）が大切であることも関連している。「どのように評価するか」を念頭において、計画を立てていくことは極めて重要である。

なお、インターネット自体が学習の「内容」となる場合、すなわちインターネットをめぐる技能・知識（いわゆる情報リテラシー）の習得が学習の目的・目標となる場合もある。その場合は、上で述べた限りではない。

第二は、学習者（インターネット利用者）が置かれた状況に配慮する、ということである。学習者が置かれた状況はさまざまである。とりわけ、インターネットの利用にあたっては、マシン（コンピュータ）の性能、導入されている基本ソフトや応用ソフトの種類やバージョン、ネットワーク（通信回線）の容量・速度、などといった点にかなりのばらつきが予想される。そもそも、自宅、職場、地域施設などにおいて、インターネットを日常的に利用できる環境にない学習者も存在する。加えて、インターネット利用に必要な技能・知識（いわゆる情報リテラシー）の程度にも、学習者間で相応の違いがあると考えられる。

このような学習者の状況（環境）の多様性に配慮し、インターネットの導入・利用によって、不利益を被るような学習者が出ないようにしなければならない。広い意味では、いわゆるデジタルデバイドをめぐる問題だととらえることができよう。

地域における学習者の状況（環境）を把握するには、何らかの調査とその分析が必要となる。すでに自治体などで実施している調査などを参照する場合もある。新たにインタビ

ュー（聞き取り）やアンケート（質問紙）などの調査を実施する場合もある。あるいは、日々の学習者とのやりとりのなかで浮かび上がってくる事柄もあろう。いずれにしろ、調査などの結果を分析し、学習者にとって必要・適切なインターネット導入・利用の在り方を検討していくことが重要である。ブロードバンド（大容量高速回線）の普及していない地域に対して、映像（ビデオ）による学習プログラムを配信するのは現実的ではない。

なお、インターネットの導入・利用にあたっては、チューターやメンターなどと呼ばれる人員の存在が重要となることを強調しておきたい。特に遠隔的な学習形態を取る場合、指導者以外に、学習の進捗状況を把握したり、学習上の相談に応じたりする役割（人的支援）を準備しておくことは、学習活動を効果的・効率的に進めるうえで大きな意味を持つ。

第三は、インターネットを計画的・選択的・段階的に導入・利用する、ということである。自治体・施設などによって、インターネット環境はさまざまであろう。担当職員の数はもちろん、仕事内容、あるいは知識・技能などもさまざまであろう。地域などによって、学習ニーズや学習スタイルなどもさまざまであろう。したがって、インターネットの導入・利用にあたって、他自治体・施設などの事例を参考にすることは有効であるが、他での取り組みそのまますべてを、一度に「取り入れる」ことが必ずしも適切および可能とはいえない。むしろ、自治体・施設などごとに、短期的のみならず、中・長期的な計画のなかで、インターネットの導入・利用を位置づけていくことが必要かつ重要である。

すなわち、インターネットを利用したさまざまな取り組みが考えられるなかで、必要度と重要度を考慮して、何を優先して取り入れていくかを検討していくことが大切である。第一、第二の点で触れたこととも関連するが、学習ニーズのうえに設定される学習（支援）の目的・目標に照らして、学習スタイルにも影響する学習者の状況（特にインターネット環境）を踏まえて、しっかりした（しかし柔軟な）計画に基づいて、選択的・段階的な導入・利用を進めていくことが不可欠である。「お金がないから、まずは買えるものだけ買っておいて、やれることだけやっておいて、あとはお金ができれば考えよう」というように、予算的な制約のみによる場当たりの対応にならないようにしたい。制約のあるなかだからこそ、何を優先すべきかを慎重に検討し、しかも、将来的な計画までを見据えておかなければならない。

なお、他の自治体・施設などとの連携・協力が重要であることをあえて補足しておきたい。ノウハウを共有するばかりでなく、相互に協力（協働）することも有意義である。しばしば適切な役割分担（特に都道府県と市区町村との）も求められる。空間的障壁の低減されるインターネット環境であるからこそ、その利点を活かすようにしたい。

以上、3点に分けて、インターネットを活用するにあたって、とりわけ導入・利用を始めようとするにあたっての留意点について、特に重要だと考えられる事柄を挙げた。これら3点は相互に関連するものであり、一体的にとらえられるべきものである。

また、これら以外にも種々の留意点があることはいうまでもない。やや技術的な話題になるが、ひとつだけ述べるならば、セキュリティ対策には特に注意深く対応しておくべきである。自治体・施設などにとっては、個人情報保護の観点などからも、必要な対策を取ることが不可欠である。一方、学習者（利用者）の側においても、安全確保などのために、必要な対応が求められる。自治体・施設などからの適切な支援が期待されるところである。

（野末 俊比古）